玉村町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、太陽光エネルギーを利用した住宅用太陽光発電システム(以下「発電システム」という。)を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進に寄与するため、玉村町補助金等に関する規則(平成11年規則第9号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「発電システム」とは、次に掲げる要件をすべて満たすものを いう。
 - (1) 住宅への設置に適しているもの
 - (2) 低圧配電線と逆潮流で連系するもの
 - (3) 電力会社と太陽光契約を契約するもの
 - (4) 未使用のもの
 - (5) 電力会社との契約内容が全量買取ではないこと。

(補助対象者)

- 第3条 補助金を受けることができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - (1) 町内の自ら居住する住宅に発電システムを設置していること、又は町内に自ら居住するため発電システム付き住宅を購入していること。
 - (2) 補助金を受けようとする者及びその者の属する世帯員全員が、町税を完納していること。
 - (3) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。

(補助金の算出方法)

第4条 この補助金の交付額は、キロワット当たり10,000円とし、これに発電システムの発電出力(単位はキロワットとし、小数第2位以下を切り捨てる。ただし、発電出力が5キロワットを超える発電システムにあっては5キロワットとする。)を乗じて得た額とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、発電システム

の設置を完了し、又は発電システム付き住宅を購入したときは、住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 住宅用太陽光発電システム設備概要等報告書(様式第2号)
- (2) 発電システムの設置に要した費用に係る領収書及び内訳書の写し
- (3) 電力会社との電力需給契約申込書(電力会社の承諾日が記載されているもの)の写し
- (4) 竣工検査の試験記録書の写し
- (5) 町税等調査閲覧同意書(様式第3号)
- (6) 発電システムの設置状況を示す写真
- (7) 発電システムの設置場所がわかる案内図
- (8) 電力受給契約に基づく系統連系日を証する書類の写し
- (9) その他町長が必要と認める書類
- 2 第1項の申請書の提出期限は、発電システムの系統連系日又は発電システム付き住宅 の購入日から90日以内とする。ただし、町長が必要と認めたときは、これを延長する ことができる。

(補助金の交付決定)

- 第6条 町長は、前条第1項の規定による申請があった場合、その内容を審査し、補助金 の交付の可否を決定するものとする。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、交付すべき補助金の額を 決定し、住宅用太陽光発電システム設置補助金交付決定通知書(様式第4号)により申 請者に通知するものとする。
- 3 町長は、第1項の規定により補助金を交付しないと決定したときは、住宅用太陽光発電システム設置補助金不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第7条 補助金の交付決定を受けた申請者は、速やかに住宅用太陽光発電システム設置補助金交付請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、請求に基づき補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し)

- 第8条 町長は、補助の対象者が次の各号のいずれかに該当したときには、補助金の交付 の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
 - (2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返環)

第9条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命じることができる。

(調査協力)

第10条 町長は、補助決定者に対し、必要に応じて発電システムの売電量及び買電量の データの提供その他の調査について協力を求めることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。